

労働委員会の窓（令和7年6月分）

《会議関係》

- 6月6日 第1351回公益委員会議
「第66回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案について」
- 6月13日 全国労働委員会会長連絡会議（和歌山県）
「和解の取組について」
- 6月17日 第112回四国労働委員会協議会総会（高知県）
「船員からの個別労働関係紛争あっせん申請の取扱い及びあっせんの進め方について」など3件
- 6月27日 第1244回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など6件
- 6月27日 第1352回公益委員会議
「労働組合の資格審査について」

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
6月	14	22
累計（4月～）	54	78

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirowi/>